

2013年2月28日

神戸女学院大学教職員組合

執行委員長 石川 康 宏 様

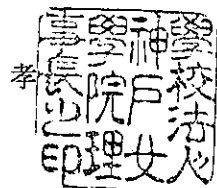
神戸女学院教職員組合

執行委員長 澤 井 鮎 子 様

神戸女学院嘱託職員組合

執行委員長 西 野 美 香 様

学校法人神戸女学院
理事長・院長 森 孝



時間外労働・休日労働に関する協定締結について（依頼）

標記の件につきまして、毎年この時期に組合と次年度分の協定を交わしたうえで、労働基準監督署に届け出るようになっております。

先般、西宮労働基準監督署から協定書、協定届は、過半数代表者名で届出をするよう指導を受けたため、下記のとおり協定を締結いたしたくお願い申し上げます。

記

1. 協定締結について

- (1) 3組合連名での協定が確認できる協定確認書（4部）を学院組合、嘱託職員組合、大学組合の順に回付しますので、1週間程度で総務課にご返却願います。
- (2) 3組合の押印を受けた協定確認書と協定書（1部）協定届（1部）を過半数代表者に回付しますので、2013年3月25日（月）までに総務課にご返却願います。

2. 昨年度との変更点

- (1) 労働基準監督署の指導による変更点
 - ・ 過半数代表者名での届出
 - ・ 1か月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の記載を削除
（1か月60時間を超える時間外労働は、協定に記載していないため。）
- (2) その他変更点
 - ・ 労働者数
 - ・ 協定の有効期間、成立年月日、届出日

以 上

学校法人 神戸女学院
理事長 森 孝一 殿

2013年3月28日
神戸女学院大学教職員組合
委員長・石川



時間外労働／休日労働に関する協定にあたっての意見書

学院経営・運営のご努力に敬意を表します。

本来であれば、時間外労働／休日労働は、ごく限られた時期に行われる例外的な労働であるはずですが、残念ながらこれが常態化せずにおれないのが実情です。

残念なことではありますが学院の経営・運営のこの実態を考慮して協定に同意いたします。

労働時間の短縮には人員増が不可欠であり、そのためには国による私立学校への助成の大幅な拡充が不可欠ですが、当組合としては今後も署名などを通じ、取り組みを継続してまいります。

本協定内容の実施については、今後とも衛生委員会などで、個別の部署に過剰な労働が集中することのないように、また時間外労働の制限による労働の過度の過密化や、労働時間の帳尻あわせによってサービス残業が発生するなどのことがないように、労資双方で適切に監視、検討していきたく思います。

労働基準法は、第1章で総則、第2章で労働契約について述べ、第3章賃金から具体的な契約の内容に入り、つづく第4章で労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇を定めています。

労働時間および休日の取り扱いは「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべき」（第1条）労働条件のきわめて重要な内容をなすものと位置づけられているわけです。

毎年の本協定をめぐる議論の内容が、本学における適切な労働条件、労働環境のあり方全体を、労資双方から点検するよき機会として定着することを願うものです。

以上

時間外労働
に関する協定書
休日労働

学校法人神戸女学院と学校法人神戸女学院教職員過半数代表者は、労働基準法第36条に基づき
法定時間外労働に関し、次のとおり協定する。

事業の種類	事業の種類		事業の所在地 (電話番号)					
教育事業	学校法人	神戸女学院	兵庫県西宮市岡田山4番1号 (電話0798-51-8505)					
時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	1日	延長することができる時間 1日を超える一定の期間(起算日) 1か月(毎月1日) 1年(4月1日)	期 間		
				1日7時間			7時間	30時間
① 下記②に該当しない労働者	年度始・年度末事務、入試事務、会議準備、決算等 各種行事準備、環境保全	一般事務	139人	1日7時間	7時間	30時間	240時間	平成25年4月1日から1年間
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	営繕・労務	1人	同上	同上	同上	同上	同上	同上
休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日 並びに始業および終業の時刻		期 間		
大学入試センター試験、臨時的な行事	事務・労務	140人	毎週土曜・日曜	1か月に1日、7:00~21:00		平成25年4月1日から1年間		

- 一定期間についての延長時間は1か月30時間とする。ただし、入学試験・授業および試験等の準備・学生関連行事等による繁忙時期は、労使の協議を経て1か月60時間までこれを延長することができる。この場合、延長時間を更に延長する回数は、6回までとし、年間420時間を限度とする。
- 時間外労働に対する割増賃金率は、次の区分に従いそれぞれ適用する。
 - 1か月60時間までの時間・・・2割5分
 - 1年360時間を超える時間・・・2割5分
- 学院は、職員の時間外労働を極力抑制し、休業時間の確保に留意するとともに、職員の健康状態を常に把握し、必要な場合には迅速かつ適切に対処する。

この協定の有効期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

協定の成立年月日 平成25年3月 日

協定の当事者である労働者の過半数を代表する者の

職 名 神戸女学院大
氏 名 石川 藤



協定の当事者の選出方法 (投票による選挙

)

学校法人 神戸女学院
理事長

森 孝一

時間外労働
に関する協定届
休日労働

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)			
教育事業		学校法人 神戸女学院		兵庫県西宮市岡田山4番1号 (電話0798-51-8505)			
時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間		期 間	
				1日	1か月(毎月1日)		1年(4月1日)
① 下記②に該当しない労働者	年度始・年度末事務、入試事務、会議準備、決算等	139人	1日7時間	7時間	30時間	240時間	平成25年4月1日から1年間
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	各種行事準備、環境保全	1人	同上	同上	同上	同上	同上
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業および終業の時刻	期 間
大学入試センター試験、臨時的な行事		事務・労働	事務・労働	140人	毎週土曜・日曜	1か月に1日、7:00~21:00	平成25年4月1日から1年間

- 一定期間についての延長時間は1か月30時間とする。ただし、入学試験・授業および試験等の準備・学生関連行事等による繁忙時期は、労使の協議を経て1か月60時間までこれを延長することができる。この場合、延長時間を更に延長する回数は、6回までとし、年間420時間を限度とする。
- 時間外労働に対する割増賃金率は、次の区分に従いそれぞれ適用する。
 - 1か月60時間までの時間・・・2割5分
 - 1年360時間を超える時間・・・2割5分
- 学院は、職員の時間外労働を極力抑制し、休業時間の確保に留意するとともに、職員の健康状態を常に把握し、必要な場合には迅速かつ適切に対処する。

協定の成立年月日 平成25年3月 日

協定の当事者である労働者の過半数を代表する者の

職 名

神戸女学院 文学部教授
石 川 廉 宏



協定の当事者の選出方法 (投票による選挙)

平成25年3月 日

学校法人 神戸女学院
理事長

森 孝 一

西宮労働基準監督署長 殿